

評価項目に対する具体的な評価内容について

1 指定管理者による自己評価について

【現行の評価内容】

成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項
 今後改善、工夫したい事項
 現行どおり

【新たに評価すべき内容】

各指定管理者がそれぞれ実施している自己評価手法を前提とした評価内容（注：各指定管理者が重点的に評価すべき内容を独自に設定する）

2 所管課室による評価について

評価項目	現行の評価内容	新たな評価内容 (評価ポイント)
1 住民の平等利用の確保	住民の平等利用が確保されたか 使用許可に関する権限が適正に行使されたか 現行どおり	高齢者、障害者等に対する配慮はなされたか 特定の団体が利用する等、平等利用が確保できない場合はどのように対応しているか
2 施設の効用の最大限発揮	施設の設置目的に沿った業務実施がされたか 業務の実施により、県民サービスの向上が図られたか、特に指定管理者の創意工夫により県民サービスの向上が図られたか 業務の実施により、施設の利用促進がなされたか、特に指定管理者の創意工夫により利用促進がなされたか 県民ニーズ等の把握はなされたか	県民からの意見、苦情に対して迅速な対応がなされたか 施設、設備、備品の維持管理や安全管理は適切になされたか
3 管理を安定的に行う物的・人的基礎	組織体制は適正か 収支は適正なバランスがとれたものか 経費の縮減に取り組まれてきたか 現行どおり	人材育成は適切に実施されているか 危機管理体制（事故、緊急時の対応）は確保されているか 県や関係機関との連携体制は図られているか
4 個人情報保護	個人情報の保護についての措置が計画通り実施されたか 現行どおり	（個人情報保護と関連して）情報公開は適切になされているか
5 その他	施設の特徴にふさわしい自己評価がなされているか その他管理運営上の特記事項 現行どおり	自主事業を実施している場合は、その取組状況 イベント等を実施している場合は、地域との連携が図られているか、環境（騒音対策、光害対策、ごみ削減等）に配慮しているか 運営目標を数値化している場合は、その達成状況